

## 登園の時期についてのお願い

学校感染症に指定された疾病に罹患した場合は、出席停止の扱いとなります。  
出席停止の基準は次のとおりですので、主治医に治癒証明書を記入していただき、登園の時に持参してください。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱・痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1） 新型コロナウイルス	治癒するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
第2種	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の伝染病	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

キ リ ト リ

## 治 癒 証 明 書

くまの幼稚園 組 氏名

上記の幼児は、（ ）が治癒しましたので、登園を認めます。  
（出席停止期間 月 日 ～ 月 日まで）

令和 年 月 日

医師名

印